

IV 災害復旧計画

IV 災害復旧計画

第1節 公共施設等の災害復旧

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定する。

対 策 の 体 系

- 第1 災害復旧事業の趣旨
- 第2 災害復旧事業の種類

実 施 主 体

	担 当 部 署	項 目
町担当	建設産業部他関係各部	(1) 災害復旧事業の趣旨
		(2) 災害復旧事業の種類

取 組 内 容

第1 災害復旧事業の趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ア 農地農業用施設災害復旧事業
 - イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ウ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

対 策 の 体 系

- 第1 方針
- 第2 激甚災害の指定手続き
- 第3 激甚災害に係る財政援助措置
- 第4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

実 施 主 体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 方針
		(2) 激甚災害の指定手続き
		(3) 激甚災害に係る特別財政援助
		(4) 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

取 組 内 容

第1 方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

本町域に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る。

第2 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

1. 県知事への報告激甚災害に関する調査

(1) 災害状況等の報告

大規模な地震が発生した場合、町長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2. 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。
- (2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第3 激甚災害に係る財政援助措置

1. 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者福祉施設災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2. 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
 - ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (4) その他の財政援助措置
 - 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1. 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資することとする。

ア 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

イ (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

2. 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

3. 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

第3節 民生安定化のための緊急措置

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、町及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

対 策 の 体 系

- 第1 生活相談の実施
- 第2 被災者台帳の作成
- 第3 り災証明書の交付及び安否情報の提供
- 第4 災害見舞金等の支給
- 第5 被災者生活再建支援制度
- 第6 災害援護資金等の貸付
- 第7 住宅確保の支援
- 第8 被災中小企業等の復旧支援
- 第9 町税等の徴収猶予及び減免

実 施 主 体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 厚 生 部 部 総 務 産 業 部 建 設 業 部	(1) 生活相談の実施
		(2) 被災者台帳の作成
		(3) り災証明書の交付及び安否情報の提供
		(4) 災害見舞金等の支給
		(5) 被災者生活再建支援制度
		(6) 災害援護資金等の貸付
		(7) 住宅確保の支援
		(8) 被災中小企業等の復旧支援
		(9) 町税等の徴収猶予及び減免

取 組 内 容

第1 生活相談の実施

被災者のための相談所を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

また町役場、避難所等に被災相談所を設け、相談業務を実施し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

第2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 災害時要配慮者であるときは、その旨及び災害時要配慮者に該当する事由
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 世帯の構成
- ・ リ災証明書の交付の状況
- ・ 市町長が台帳情報を当該市町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・ その他被災者の援護の実施に関し市町長が必要と認める事項

第3 リ災証明書の交付及び安否情報の提供

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査体制や、リ災証明書の交付体制を確立することにより、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。

1. リ災証明の証明項目

リ災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

- ア 全壊、半壊、一部損壊
- イ 流失、床上浸水、床下浸水
- ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

- ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- イ 全損、半損、小損
- ウ その他

2. リ災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

総務部は、リ災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするときなどにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

本部事務局は、被災調査の結果を、第2被災者台帳に登録する。

(2) リ災証明書の発行事務

総務部は、被災者の「リ災証明書」発行申請により、上記被災者台帳で確認し、交付するものとする。

(3) 安否情報の提供

災害対策基本法（法第86条の15・施行規則第8条の3関係）に基づき、安否情報の照会を依頼された場合は、できるだけ照会に応じるものとする。

3. その他

リ災証明書の証明手数料は、無料とする。なお、リ災証明書の様式は、[資料1-16-1 リ災証明書] に示すとおりとする。

第4 災害見舞金等の支給

住民の福祉及び生活安定に資するため、上郡町災害見舞金等の支給に関する条例に基づき、災害見舞金の支給等を行う。

【(資料1-13-1) 災害弔慰金の支給等に関する条例】

【(資料1-13-2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

【(資料1-14-1) 上郡町災害見舞金等の支給に関する条例】

【(資料1-15-1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準一覧】

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

【(資料1-11-1) 被災者生活再建支援法(抜粋)】

第6 災害援護資金等の貸付

1. 災害援護資金

災害救助法による救助が行われた災害により、家財等に被害のあった者に対し、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

【(資料1-15-1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準一覧】

2. 生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない小災害時に、兵庫県社会福祉協議会が実施する災害困窮者等への生活福祉資金貸付制度の周知を図り、同制度の円滑な活用が図れるよう、相談窓口等において助言等を行う。

第7 住宅確保の支援

住宅に被害を受けた被災者への住宅確保策として、住宅金融公庫の行う被災者向け低利融資の活用が図れるよう、被災者への制度の周知や借入に関しての指導等を行う。

また、住宅に関する相談窓口を設置し、総合的な住宅情報の提供に努める。

第8 被災中小企業等の復旧支援

被災した中小企業者及び農林水産業者の経営の再建と生産力の回復を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国、県及び関係機関に協力を要請する。

第9 町税等の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し、「地方税法」又は「上郡町税条例」等により、町税等の緩和措置を図るため、実態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。